

報告3 事前質問・意見等について

①	報告資料3-3 4p	光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況	質問者	溝江委員
質問 意見	<p>1, これまでは環境基準の適合状況だけ示していたが、今回は「昼間の1時間値の最高値」も示されていて分かりやすく、今後も継続してほしい。</p> <p>2, 以前の回答で、県より注意報が出された際は、市民に対し注意喚起するとしていたが、県が注意報を発令する基準（条件）について教えてほしい。</p>			
回答	<p>〔環境保全課〕 「青森県大気汚染緊急時対策要綱」に規定される光化学オキシダントの注意報等発令基準は、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意報：1時間値 <u>0.12ppm以上</u>である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。 ・警報：1時間値 <u>0.4ppm以上</u>である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。 			
②	報告資料3-2 2p	大気環境測定地点の拡充について	質問者	成田委員
質問 意見	<p>測定地点5カ所のみでは、八戸市全域の大気環境を把握することはできないと思われます。</p> <p>今後は、測定地点を増やし、八戸市全域を把握できるようにした方がよいのではないのでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境保全課〕 測定地点数については、環境省が人の健康の保護及び生活環境の保全を目的として定めた事務処理基準に人口75,000人当たり1地点と規定されており、また、当市の大気測定局の配置については青森県が測定局適正配置調査結果を踏まえて測定地点を選定し整備したもので、中核市移行に伴い市が移譲を受けたものであります。</p> <p>このことから、現在の測定地点数及び配置については適当であると考えております。</p>			